

令和 6 年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

| | |
|---------------|-------------------|
| 給 水 事 業 所 数 | 21 事 業 所 |
| 年 間 総 給 水 量 | 15,436,215 立方メートル |
| う ち ろ 過 水 量 | 5,584,500 立方メートル |
| 一 日 平 均 給 水 量 | 42,291 立方メートル |
| う ち ろ 過 水 量 | 15,300 立方メートル |

(2) 主要建設事業

| 事 業 名 | 施 行 場 所 | 事 業 費 | 事 業 概 要 |
|---------------|---------|--------------|---------|
| 北上中部工業用水道建設事業 | 北上市地内 | 2,429,533 千円 | 浄水場工事 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | |
|-------------------------|--------------|
| 第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益 | 1,212,811 千円 |
| 第 1 項 営 業 収 益 | 970,942 千円 |
| 第 2 項 事 業 外 収 益 | 241,869 千円 |

支 出

| | |
|---------------|--------------|
| 第1款 工業用水道事業費用 | 1,645,582 千円 |
| 第1項 営業費用 | 1,550,716 千円 |
| 第2項 財務費用 | 94,325 千円 |
| 第3項 事業外費用 | 41 千円 |
| 第4項 予備費 | 500 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 367,076 千円は、過年度分損益勘定留保資金 128,667 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 238,409 千円で補填するものとする。）。

収 入

| | |
|-----------|--------------|
| 第1款 資本的収入 | 2,690,740 千円 |
| 第1項 企業債 | 2,150,500 千円 |
| 第2項 補助金 | 540,000 千円 |
| 第3項 雑収入 | 240 千円 |

支 出

| | |
|------------|--------------|
| 第1款 資本的支出 | 3,057,816 千円 |
| 第1項 建設費 | 2,429,533 千円 |
| 第2項 改良費 | 261,527 千円 |
| 第3項 企業債償還金 | 366,756 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| (事 項) | (期 間) | (限 度 額) |
|---------------------|----------------|--------------|
| 第三浄水場高圧受電設備他更新工事 | 令和6年度から令和8年度まで | 1,029,000 千円 |
| 金ヶ崎ろ過施設（第二期）配水池増設工事 | 令和6年度から令和8年度まで | 397,000 千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------|-------------|-----------------------------|---|---|
| 建設改良事業 | 2,150,500千円 | 普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。 | 年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。 |

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,151,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

| | |
|----------|-----------|
| （1）職員給与費 | 179,577千円 |
| （2）交際費 | 50千円 |

令和6年2月14日提出

岩手県知事 達 増 拓 也